

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年12月23日

静岡県知事 川勝平太

1 業務内容

(1) 業務の名称

県産農林水産品販売促進緊急対策事業業務委託契約

(2) 業務の内容

別添「県産農林水産品販売促進緊急対策事業業務委託契約仕様書」のとおり

(3) 委託限度額

総額15,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

※総額には、送料無料化の原資分10,000,000円を含むものとし、送料無料化の総額が上限額に達しない場合にあっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。

(4) 契約費の支払方法

受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

3 参加申込書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 静岡県内の生産者から、静岡県産農林水産品の出品を直接受けている産地直送ECサイト（※）の運営者であること。

※産地直送ECサイト：生産者から消費者に直接販売するECプラットフォーム

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。

(6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(7) 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者であること。

(8) 国や地方公共団体等が発注した、実店舗やECサイトでの送料無料・割引事業や商品券事業・食事券事業、補助金等事務業務を受託した実績を有する者であること。

(9) 当該委託業務を遂行し完了する能力を有する者であること。

(10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

電話番号 054-221-3389 FAX番号 054-221-2698

E-mail marke@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案書かがみ、企画提案書、参加資格確認書類、見積書

イ 提出期限

令和5年1月5日（木）メール必着

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

6 その他

- (1) 詳細は県産農林水産品販売促進緊急対策事業業務委託契約公募要領による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。